破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３５２号

宮城県富谷市日吉台２丁目18番地12

債務者　及川　千織

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀絵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３５９号

宮城県宮城郡松島町幡谷字くぬぎ台２番地の42

債務者　大賀　房雄

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２６７号

神戸市垂水区舞子台２丁目３番５号、申立時の住所神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―1008号

債務者　崎山　将吾

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３５号

神戸市長田区高取山町２丁目13番17号プリシィエイト102号、従前の住所神戸市長田区上池田６丁目５番34号ヴェルドール上池田101号

債務者　未来建装こと　船本　健二

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　舜記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４４２号

神戸市須磨区白川字不計１番地の６　ルイシャトレ須磨名谷409号

債務者　舘　　賛典

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４２号

兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目79番地24

債務者　余語　純一

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６５９号

さいたま市見沼区大字南中丸54番地37、旧住所埼玉県川口市西川口１丁目３番14号　東田ビル201号

債務者　佐田　洋子

1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４３４号

大阪市北区天満２丁目15番17号　メゾン梅鶴602号室

債務者　ＢＡＲ・Ｒ＆Ｂことレストラン・トラットリアカーロこと　市川裕登茂

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２号

神戸市西区伊川谷町別府766番地の６　伊川谷団地３―217号、前住所神戸市西区富士見が丘２丁目19番地の15

債務者　田久保惠美子

1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第３３号

神戸市西区伊川谷町別府766番地の６　伊川谷団地３―217号、前住所神戸市西区富士見が丘２丁目19番地の15

債務者　田久保建夫

1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号

高知市桟橋通４丁目16番42号　パインリーフ高知306

債務者　有田　由佳

1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮上　佳恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１７４号

大分市緑が丘２丁目15番６号

債務者　榮森　　聡

1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７９号

大分県臼杵市大字市浜630番地の４

債務者　佐藤佐喜子

1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０１号

埼玉県本庄市傍示堂516番地

債務者　内野　俊一

1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７６８号

福岡県古賀市中央５丁目９番３号

債務者　岩崎　和輝

1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部